

01046

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当たる翌日が休日は、その日)

並町一丁目、松並町二丁目の一部、松並町三丁目の一部を、「吉方」の下に、「吉方温泉一～四丁目、弥生町、末広温泉町、永楽温泉町」を加える。

鳥取県公安委員会告示第四十九号

昭和四十二年十一月鳥取県公安委員会告示第四十九号（信号機の設置場所について）の一部を次のように改正し、昭和四十四年十月二十八日から施行する。

昭和四十四年十月二十八日

鳥取県公安委員会委員長 澤住辰藏

表中

公安委員会告示

鳥取県公安委員会告示第四十八号

昭和四十年十月鳥取県公安委員会告示第二十九号（自動車の保管場所の確保等に関する法律第五条第一項及び第二項の規定の適用を除外する区域の指定について）の一部を次のように改正する。

昭和四十四年十月二十八日

鳥取県公安委員会委員長 澤住辰藏

参考1中「、川外大工町」を削り、「青葉町一～三丁目」の下に「、松

十	米子市(加茂町二丁目一六番先交差)

一	鳥取市(米町五〇三番地地先交差点)

一	鳥取市(米町五〇三番地地先交差点)

に、

を

定周期式(多段式)	に、

を

三十二

鳥取市吉方三〇八番地地先交差点
(十字路)

定期期式(一段式)

を

三十二
鳥取市吉方溫泉三丁目一〇一番先
交差点(十字路)

定期期式(一段式)

に、

五十六
鳥取市吉方一四番先(單路)

押ボタン式

を

五十六
鳥取市吉方一四番先(單路)

押ボタン式

を

五十七
鳥取市吉方溫泉三丁目一五一番先
(單路)

押ボタン式

を

五十八
鳥取市久米町一五〇番先交差点
(十
字路)

定周期式(多段式)

を

五十九
米子市吉岡三六八番先交差点(十
字路)

定周期式(多段式)

を

六十
鳥取市東町二丁目二二三番先交差
点(十
字路)

定周期式(多段式)

を

に改める。

昭和四十四年十月二十八日

鳥取県公安委員会委員長 澤住辰藏

第一条第九号中「別表第一の二の3」を「別表第一の二の4」に改める。
 別表第一中「大型自動車(大型乗用自動車を除く。)」を「大型自動車(大型乗用自動車を除く。)及び大型特殊自動車」に、「大型自動車」を「大型自動車及び大型特殊自動車」に改める。

別表第一の中4から6までを次のように改める。

4 興一二号線 弥生町一一二番先
及び市道立川一本橋線 から吉方町一丁目五
八番先までの間 九二〇 " 七時から

5 市道火災復興三八号線 元町二二一番先か
ら片原二丁目二〇一番先までの間 四五〇 "

6 市道火災復興四一號線 西町五丁目一六〇
番先から片原五丁目一七二番先までの間 四五〇 "

別表第一の一の8を次のように改める。

8 市道火災復興一号線 西町五丁目三〇一
番先から相生町三丁目一〇三番先までの間 六四〇 "

別表第一の二中16を17とし、2から15までを1ずつ繰り下げ、1を次の
ように改める。

道路交通の規制に関する規程(昭和四十四年三月鳥取県公安委員会告示第十七号)の一部を次のように改正し、昭和四十四年十月二十八日から施行する。

鳥取県公安委員会告示第五十号

道路交通の規制に関する規程(昭和四十四年三月鳥取県公安委員会告示第十七号)の一部を次のように改正し、昭和四十四年十月二十八日から施行する。

1 県道米子石見新見線 奥谷六三一一番先から石井一三三番先までの間 五〇〇
大型自動車(大型乗用自動車を除く。)及び特殊自動車(特殊自動車を除く。)及び自らび〇七時時から一四時までまか及一

4 号復市 線興道 三火災	3 " " " "	2 号復市 線興道 三火災	1 場線鳥 道西車 停車市	別表第一の三の4中「旧県道木地山倉吉線」を「市道住吉五号線」に改める。	2 市道光西寺
で五永末 の二楽一広 間番温 四泉先泉 先町か町 ま二ら七	ま町か目吉 で四ら六〇温 間四泉一 先泉先丁	番弥〇永六 先生六〇温 町六五九番 まで八か町 間一ら三	一先栄町六 番先同町七 まで七番	別表第二の一を次のように改める。	博 番先劳町一 間一一番同町 三先まで六丁 一八〇 " "
一四〇	二五〇	二五〇	一五〇	(延長)(メートル) 禁止の方向	"
駅向末広 構内から 方方向取 り方	内ら鳥袋 川方向、 駅構内 袋内	川方向から 鳥取駅構 内	瓦町口トタ 鳥取駅方向 から	対象	"
く車両(除 除軽)	く転輪車 両(除自二	く転並と一 車機及動車 車びい二付 車にう輪以 除自)下転動車	く車両(除 除軽)	時間	"
時ら七 ま二時 で二か	"	時ら七時 まで一か	時ら五時 まで二か	時間	"
12 線町市 職道人桶 町屋	11 線復市 道興六火 号災	10 線復市 道興七火 号災	9 " " "	8 線復市 道興八火 号災	7 線復市 道興九火 号災
別表第一の二 の中6を9とし、 5を8とし、 4を次のように改 める。	の三先稻 間四から 番先人町 先人町五 まで八町番	一本新 先鋤九町 二元〇一魚町 間三か一	番三先新 先丁から 一元〇一魚町 間六町番	の〇川二端 間大端三番 先丁から一 番先丁自目 まで一ら	川二端二 番先丁自一 番先丁自一 まで一ら
二三〇	五〇〇	四九〇	二三〇	二五〇	四九〇
道か慶安 方向若寺 桜街向	寺向智頭 方向から 光道路明 方	街道若桜 街道路野 方	街道鹿野 街道路方	街道若桜 街道路方	道から鹿野 街方向
"	く車輪車 両(除軽二	く車両(除 軽)	く車輪車 両(除軽二	"	く車両(除 軽)
"	時ら七時 まで九か	終日	時ら七時 まで九か	"	終日
5 号復市 道興一火 五災	6 号復市 道興一火 四災	7 号復市 道興九火 灾	8 号復市 道興一火 四災	9 号復市 道興一火 五災	瓦町ロトタ 山白川方 向
先泉町三 二末広温 番先から までの間	先瓦町四 六番先から までの間	先瓦町一 二一一番 先丁自三〇 端の間	先瓦町一 二一一番 先丁自三〇 端の間	先瓦町四 六番先から までの間	瓦町ロトタ 山白川方 向

4	3	2	1	7	6	5	4
"	丁町新道宮川 市道目線 市道茶町線	10 祇園町線	別表第二の二の9の次に10として次のように加える。	通・道線・道り・立 通り・四立及・四立 線・丁町び・丁町 市道三通二 市道朝支 線通り端	町道朝 市道朝支 線通り端	市道堀 通り線 端	市道前 通り朝日
で三間の間 の三同地三 番内二番先 まか二、	三新町二丁八 番先から まで二の間 の間	茶町三八番先 から同町六三 番先までの間	別表第二の二の9の次に10として次のように加える。	番町三灘町一 丁目一 番先まで三二二 番立の間	東町五九番 三七の間	先から茶町一 番先まで吉番 の間	尾高町一 二角盤二 番先までの間
一〇〇	四五〇	一一〇	新加茂川橋 方向	六五〇	東倉吉町方 向から朝日町 方向	一四〇	尾高町方向 から角盤町向 通り方向
通り方向打院吹 方打院吹方	方向打院吹方	方向	方向	京橋方 ら義方小学 校方向	"	"	"
"	"	"	"	"	"	"	"
"	"	"	"	"	"	"	"

別表第二の六を次のように改める。

六 東伯郡

路線名 区間 延長 (メートル) 禁止の方向 対象 時間

1 町道三朝
砂原線 三朝八七〇番一
九一〇番四先までの間

四〇〇 から三朝町向
役場方向

恋谷橋方向

車両及び自転車を除く

終日

2 町道徳万
通り線 東伯町大字徳
四九三番先までの間

二二〇 から浦安駅向
市踏切方金

輪及び軽二輪
車両を除く

車両及び自転車を除く

終日

3 永楽温泉
点○六番先交差
の間

二二〇 取県府方向への右折

鳥取駅方
向から永楽通
り方向から鳥

車両(軽二
輪及び軽二
輪)を除く

終日

4 別表第三の一中
2を3とし、1の
次に2として次
のように加える。

二二〇 鳥取駅方
向及び永楽通
り方向から鳥

輪及び軽二輪
車両を除く

車両及び自
転車を除く

終日

5 米子市
場所 禁止の方
向 対象 時間

1 角盤町一丁目
三〇番先交差
点

二二〇 向及び東
倉吉町方向から
糸井方向への右折

高島屋方
向から東倉吉
町方向から糸井
方向への右折

車両(軽二
輪及び軽二
輪)を除く

終日

2 東倉吉町五八
番先交差点

二二〇 向への右折

米子市役所方
向から土橋方

車両

終日

3 東倉吉町三〇
番先交差点

二二〇 高島屋方
向及び天神橋
方向から糸井
方向への右折

天神橋方
向から糸井
方向への右折

車両

終日

108	"	四六四番先	一 岩倉郵便局前	47	一九一番先	一 信号機設置
125	別表第五の二中125を131とし、124を130とし、123を次のように改める。	124	124を130とし、123を次のように改める。	48	灘町一丁目一〇二番先	一 東邦堂薬局前
121	121を131とし、120及び121を5ずつ繰り下げ、119を次のように改める。	123	123を次のように改める。	49	" 三丁目四六番先	一 古沢理髪店前
122	別表第五の二中122を127とし、120及び121を5ずつ繰り下げ、119を次のように改める。	127	別表第五の二中44を45とし、26から43までを1ずつ繰り下げ、25を次のよう改める。	25	二丁目一一番先	一 友沢商店前
128	128 福万四〇三番先	129 尾高一、六七八番一先	129 尾高一、六七八番一先	26	一八番先丁字路	二 朝日町出口
125	125を131とし、124を130とし、123を次のように改める。	126	126 穴沢一八三番九先	39 尾原三六二番二先	一 灘手小学校前	一 灘手小学校前
123	123を131とし、122及び123を5ずつ繰り下げ、114を次のように改める。	124	124 三六八番先十字路	40 穴沢一八三番九先	一 "	一 入口
118	118 二〇〇番先	117 一六八番一先	117 一六八番一先	25	二七九番先	一 中部総合庁舎入口
116	116 二八四番五先十字路	119 二八四番五先十字路	119 二八四番五先十字路	26	昭和町四七五番先	一 倉吉郵便局前
113	113を116とし、55から113までを3ずつ繰り下げ、54を次のように改める。	114	114 一米子商業高等学校前	7	二丁目八一番先	一 東中学校東側入口
112	112を116とし、55から112までを3ずつ繰り下げ、54を次のように改める。	115	115 一伯耆大山駅前	5	一七八番先	一 西側入口
111	111 一	118 一	118 一	6	二丁目八一番先	一 吉水方前
110	110 一	117 一	117 一	7	二丁目八一番先	一 境港工業高等学校前
109	109 一	118 一	118 一	8	二丁目八一番先	一 境港第二中学校東入
108	108 一	117 一	117 一	9	九一二番先	一 境港第二中学校東入
107	107 久米町一五〇番先十字路	106 四 日ノ丸バス前	106 四 日ノ丸バス前	10	九二二番先	一 境港第二中学校東入
106	106 別表第五の二中53を56とし、47から52までを3ずつ繰り下げ、45及び46を次のように改める。	105 別表第五の二中53を56とし、47から52までを3ずつ繰り下げ、45及び46を次のように改める。	105 別表第五の二中53を56とし、47から52までを3ずつ繰り下げ、45及び46を次のように改める。	11	九二二番先	一 境港第二中学校東入

- 31 " " 一 西入口
- 別表第五の四中24を28とし、19から23までを4ずつ繰り下げ、18を次のように改める。
- 21 " 二、〇二七番先 一 境港第一中学校入口
- 22 " 二、〇六四番先 一 境水産高等学校前
- 別表第五の四中17を20とし、16を19とし、15を次のように改める。
- 17 " 九四四番先 一 山陰石油前
- 18 " 一、七〇〇番先十字路 二 真光寺前
- 別表第五の四中14を16とし、13を15とし、12を次のように改める。
- 13 渡町一、三六〇番先 一 渡公民館前
- 14 " 一、七三〇番先 一 渡小学校入口
- 別表第五の四中11を12とし、7から10までを1ずつ繰り下げ、6の次に7として次のように加える。
- 7 " 三七番先十字路
- 別表第五の五の18を次のように改める。
- 18 福部村大字湯山二、〇八三番先交差点 三 砂丘センター入口
- 別表第五の六中51を59とし、50を58とし、49を次のように改める。
- 54 " 二四三番一先 一 北側交差点
- 55 " 大字早瀬一七一番三先 一 新田国道交差点
- 56 " 三七一番先 一 大屋入口
- 57 " 大字奥本一一番先 一 那岐小学校前
- 別表第五の六中48を53とし、47を52とし、46を次のように改める。
- 51 " 大字郷原一三九番四先交差点 二 木村方前
- 38 " 一、〇四三番先 一 社小学校前
- 39 佐治村大字古市一六五番一先 一 佐治第一小学校前
- 40 " 大字加瀬木一、二九〇番一先 一 高山入口
- 41 " 大字加茂一、五四五番一先 一 佐治第三小学校前
- 別表第五の六中35を37とし、17から34までを2ずつ繰り下げ、16を次のように改める。
- 15 大字釜口一、四一七番二先 一 所前
- 16 " 大字釜口一、四一七番二先 一 太田医院前バス停留
- 17 " 大字曳田一八番三先 一 河原中学校入口
- 18 " 一八六番先 一 八上保育所入口
- 別表第五の七中21を22とし、15から20までを1ずつ繰り下げ、14の次に15として次のように加える。
- 15 鹿野町大字宮方一四九番一先 一 勝谷小学校前
- 別表第五の七の22の次に23及び24として次のように加える。
- 23 " 大字山根二一八番先 一 日置小学校前
- 24 " 大字紙屋一八五番一先 一 勝部小学校前
- 別表第五の八中46を49とし、21から45までを3ずつ繰り下げ、20の次に21、22及び23として次のように加える。
- 21 関金町大字関金宿一九六番一先 一 関金町農協矢送支所
- 22 " 大字大鳥居六一五番先 一 青木方前
- 23 " 大字松河原七一八番一先 一 松河原十字路
- 別表第五の九中37を38とし、26から36までを1ずつ繰り下げ、25の次に

26として次のように加える。

26 " 吉定四五〇番先

一 八郷入口

2 "

八屋地内竹田橋東詰
から上井町二丁目一
番二先までの間

一、五四八 高速車

五〇

別表第五の十中22を25とし、9から21までを3ずつ繰り下げ、8を次の
ように改める。

9 " 二一一番三先

一 鳥銀根兩支店前
三三三番先

別表第七の二の四の2の次に3として次のように加える。

10 " 一 津地橋南詰

五五八番一先

一 安原橋南詰

別表第七の二の四の2の次に3として次のように加える。

11 " 七 " 上石見九三三番先

一 児童館入口

別表第七の二の二の1の3を次のように改める。

3 " 伏野官有無番先から
同地内一、一一七番

五〇〇 高速車

別表第七の二の二の1の3を次のように改める。

3 " 伏野官有無番先から
同地内一、一一七番

五〇〇 高速車

別表第七の十中7を8とし、6の次に7として次のように加える。
別表第五の十中7を8とし、6の次に7として次のように加える。

7 " 县道鳥取鹿
野倉吉線

一、一八〇 "

五〇〇 高速車

別表第七の二の二の1の3を次のように改める。

別表第七の二の二の1の3を次のように改める。
別表第七の二の二の1の3を次のように改める。

6 " 奥谷六三一一番先から
石井一三三番一二先

五〇〇 "

五〇〇 高速車

別表第七の二の二の1の3を削り、9から13までを1ずつ繰り上げる。

別表第七の二の二の1の3を削り、9から13までを1ずつ繰り上げる。
別表第七の二の二の1の6を次のように改める。

若桜町大字大野二四
○番一先から同町大
字中原三一〇番先ま
での間

一、〇〇〇 "

九五〇 高速車

別表第七の二の二の1の3を削り、1及び2を次のように改める。

1 一般国道二
九号

若桜町大字小船七八
二番四先から同町大
字大野六〇番一先ま
での間

九五〇 高速車

別表第七の二の二の1の3を削り、1及び2を次のように改める。

2 " 若桜町大字浅井一五
一番二併合先から同
町大字若桜九六二番
先までの間

一、〇〇〇 "

五〇〇 高速車

別表第七の二の二の1の15を次のように改める。

別表第七の二の二の1の15を次のように改める。

3	"	福部村大字細川一八〇番一併合先から同大字五三番一先までの間	六〇〇
4	"	河原町大字渡一本二六五番三先から同町大字河原七八番二先までの間	一、〇五〇
3	一般国道五三号	河原町大字青谷五、二八五番四、五〇八番一二先までの間	一、一〇〇
	別表第八の七の2を次のように改める。		
2	"	青谷町大字青谷五、二八五番四、五〇八番一二先までの間	一、八〇〇
	別表第八の八の4を次のように改める。		
4	"	北条町大字弓原三三〇番先から同町大字下神一五六番二先までの間	三八〇
	別表第八の九の2の次に3として次のように加える。		
3	"	北条町大字今津二六四番一先から同町大字西原一、二三五番六先までの間	一、四〇〇
	別表第十の一中62を63とし、43から61までを1ずつ繰り下げ、26から42までを次のように改める。		
27	瓦町一〇一番先	富士火災海上鳥取支部前	
28	新品治町一三番先	玉川方前	
29	寿町七一一番先	石本方前	
30	" 八二五番先	浅井薬局前	
31	" 九二三番先	勢登方前	
32	吉方町一丁目二〇一番先	修立小学校横	
33	" 五八八番先	塩元壳捌所横	
34	" 二丁目四五一番先	水野商事前	
35	" 五五七番先	福本方前	
36	吉方温泉一丁目六〇一番先	植木自転車店横	
37	" 三丁目四一六番先	中山方前	
38	" 八五一一番先	永楽ホテル前	
39	" 四丁目四四番先	佐野方横	
40	" 弥生町一三一番二先	綾医院前	
41	" 一七九番先	森田屋京染店前	
42	" 二一二番先	上田方前	
43	永楽温泉町六二〇番先	小錢屋旅館前	
44	別表第十の一中25を26とし、16から24までを1ずつ繰り下げ、15の次に16として次のように加える。		
16	" 三六二番先	福原方前	
85	下新印一〇三番一先	松田方前	
86	" 一〇三番三先	精山方前	
87	" 五〇一一番先	赤井手出口	
88	河岡六〇九番先	松江商店前	
77	別表第十の二中77及び78を削り、76を84とし、73から75までを8ずつ繰り下げ、72を次のように改める。		
		岩井方前	

78 "	二、九三一一番四先	鉄工団地出口	明治鉄工出口
79 " 蚊屋二八四番五先	伯耆大山駅出口	高橋方前	別表第十の四中17を18とし、11から16までを1ずつ繰り下げ、10の次に11として次のように加える。
80 " 二八六番二先			別表第十の五中7を8とし、6を7とし、5を次のように改める。
15 富士見町一丁目一番先	古谷たばこ店前	みほ飲食店前	別表第十の二中7を76とし、23から70までを5ずつ繰り下げ、21及び22を削り、20を27とし、13から19までを7ずつ繰り下げ、12を次のように改める。
16 角盤町一丁目一番先	黒田方前	朝日町通り出口	別表第十の二中11を14とし、9及び10を3ずつ繰り下げ、8を次のように改める。
17 " 一四三番前	柴田方前		別表第十の二中11を14とし、9及び10を3ずつ繰り下げ、8を次のように改める。
18 " 一四六番先			別表第十の二中11を14とし、9及び10を3ずつ繰り下げ、8を次のように改める。
19 " 二丁目一八番先			別表第十の二中11を14とし、9及び10を3ずつ繰り下げ、8を次のように改める。
10 " 三丁目三〇番地先	岡本方横		別表第十の二中11を14とし、9及び10を3ずつ繰り下げ、8を次のように改める。
11 " 一一一先番	北陽平版社前		別表第十の二中7を9とし、5及び6を2ずつ繰り下げ、4を次のように改める。
5 " 二丁目一四番先	糀町丁字路		別表第十の二中7を9とし、5及び6を2ずつ繰り下げ、4を次のように改める。
6 " 三一一番先			別表第十の二中3を4とし、2を3とし、1の次に2として次のように加える。
2 " 九一一番先	名島方前		別表第十の三中15を16とし、11から14までを1ずつ繰り下げ、10の次に11として次のように加える。

11 " 駄経寺町八八番九先	砂丘観光道路出口	明治鉄工出口	別表第十の六中27を28とし、8から26までを1ずつ繰り下げ、7の次に8として次のように加える。
5 " 大字新井二四八番九先	新井橋西詰北側	南側	別表第十の五中7を8とし、6を7とし、5を次のように改める。
6 " 二五四番二先			別表第十の五の8の次に9として次のように加える。
9 " 大字細川一八番二先			別表第十の六中27を28とし、8から26までを1ずつ繰り下げ、7の次に8として次のように加える。
8 河原町大字渡一木二六〇番四先	河原橋西詰南側		別表第十の八中49を56とし、9から48までを7ずつ繰り下げ、8を次のよう改める。
11 " 大字下神一九三番一先	"		別表第十の八中49を56とし、9から48までを7ずつ繰り下げ、8を次のよう改める。
12 " 大字北尾九四番四先	山田石油店前十字路南側		別表第十の八中7を10とし、6の次に7、8及び9として次のように加える。
13 " 九四番六先			別表第十の八中7を10とし、6の次に7、8及び9として次のように加える。
14 " 大字江北五番先	天神橋西詰南側		別表第十の八中7を10とし、6の次に7、8及び9として次のように加える。
15 " 官有無番先	北側		別表第十の八中7を10とし、6の次に7、8及び9として次のように加える。
7 関金町大字関金宿一、一六三番先	田村方前		別表第十の八中7を10とし、6の次に7、8及び9として次のように加える。
8 " 一、一六五番先	本田方横		別表第十の八中7を10とし、6の次に7、8及び9として次のように加える。
9 " 大字安歩三九三番七先	引田方前		別表第十の八中7を10とし、6の次に7、8及び9として次のように加える。

別表第十の十中11を14とし、5から10までを3ずつ繰り下げ、4を次のように改める。

4 日野町根雨八番二先

国鉄根雨保線支区横
トミヤ薬局前

六三五番先

野田橋東詰東側

5 " 黒坂一、五二六番先

稻田方横

6 " 別表第十一の一の3及び4を次のように改める。

7 " 伏野官有無番先か
ら白兔地内白鬼先隣
道東口までの間

二、一二〇 "

で二七時から
で二一時から

8 一般国道二
九号 桂木三〇二番先か
ら杉崎五一九番先か
までの間

一、一〇〇 "

終日

9 別表第十一の一の7を次のように改める。

10 県道鳥取国
末広温泉町一六〇
番先から岩倉四四
番一先までの間

車両(輕
く車両を除く)
で一七時から
で一九時から

終日

11 別表第十一の一の10を次のように改める。

12 道川市上
市道及び町
道広徳寺
線市立
ま一六丁番
の間二〇一
立川町二
丁目一先町
〇一吉方一
番先町〇

車両及び
く車両を除く
で一七時から
で一九時から
30を次

終日

32 市道棒鼻線
今町二丁目一五一
番先から同地内二
二番先までの間

一八〇 車両

33 市道東品治
八号線
今町二丁目一五一
番先

六〇 "

25 市道火災復
吉方温泉一丁目一
番先から同地内二
二番先までの間

六六〇 "

26 市道火災復
興八号線
南町五〇八番先か
ら行徳は二二番先か
先までの間

五〇〇 "

27 市道火災復
興二六号線
永楽温泉町一〇六
番先から同町三〇六
番先までの間

一三〇 "

28 別表第十一の一中24を削り、22及び23を次のように改める。
市道火災復
興二八号線
吉方温泉三丁目一
番先から同地内二
二番先から同地内二
二番先までの間

六六〇 "

29 市道火災復
興二八号線
永楽温泉町一五二
番先から同町一五二
番先までの間

一〇〇 "

30 別表第十一の一中21を22とし、20を次のように改める。
市道火災復
興一七号線
吉方温泉三丁目一
番先から同地内二
二番先から同地内二
二番先までの間

九〇 "

31 別表第十一の一中34を37とし、31から33までを3ずつ繰り下げ、30を次
のように改める。

終日

21 繕工及び
市道火災復
吉方温泉一丁目三
番先から吉方三
間二一八番先から
ま一八番先から
ま一吉方温

五五〇 "

別表第十一の二の3を次のように改める。

3 一般国道
八〇号 一、一五〇

長砂町四七九番先
から糸町二丁目一
番先までの間

別表第十一の二の37を次のように改める。

40 市道茶町祇
園町線 茶町一二番先から
祇園町二丁目一三
番先までの間

車輪及び軽
車両を除く

" "

" "

" "

" "

" "

" "

" "

" "

" "

" "

" "

" "

" "

" "

" "

" "

" "

" "

" "

" "

" "

" "

" "

" "

" "

" "

" "

" "

" "

" "

" "

" "

" "

" "

" "

" "

" "

" "

" "

" "

" "

" "

" "

" "

" "

" "

" "

" "

" "

" "

" "

" "

" "

" "

" "

" "

" "

" "

" "

" "

" "

" "

" "

" "

" "

" "

" "

" "

" "

" "

" "

" "

" "

" "

" "

" "

" "

" "

" "

" "

" "

" "

" "

" "

" "

" "

" "

" "

" "

" "

" "

" "

" "

" "

" "

" "

" "

" "

" "

" "

" "

" "

" "

" "

" "

" "

" "

" "

" "

" "

" "

" "

" "

" "

" "

" "

" "

" "

" "

" "

" "

" "

" "

" "

" "

" "

" "

" "

" "

" "

" "

" "

" "

" "

" "

" "

" "

" "

" "

" "

" "

" "

" "

" "

" "

" "

" "

" "

" "

" "

" "

" "

" "

" "

" "

" "

" "

" "

" "

" "

" "

" "

" "

" "

" "

" "

" "

" "

" "

" "

" "

" "

" "

" "

" "

" "

" "

" "

" "

" "

" "

" "

" "

" "

" "

" "

" "

" "

" "

" "

" "

" "

" "

" "

" "

" "

" "

" "

" "

" "

" "

" "

" "

" "

" "

" "

" "

" "

" "

" "

" "

" "

" "

" "

" "

" "

" "

" "

" "

" "

" "

" "

" "

" "

" "

" "

" "

" "

" "

" "

" "

" "

" "

" "

" "

" "

" "

" "

" "

" "

" "

" "

" "

" "

" "

" "

" "

" "

" "

" "

" "

" "

" "

" "

" "

" "

" "

" "

" "

" "

" "

" "

" "

" "

" "

" "

" "

" "

" "

" "

" "

" "

" "

" "

" "

" "

" "

" "

" "

" "

" "

" "

" "

" "

" "

" "

" "

" "

" "

" "

" "

" "

" "

" "

" "

" "

" "

" "

" "

" "

" "

" "

" "

" "

" "

" "

" "

" "

" "

" "

" "

" "

" "

" "

" "

" "

" "

" "

" "

" "

" "

" "

" "

" "

" "

" "

" "

" "

" "

" "

" "

" "

" "

